

令和7年10月22日

保護者様

さいたま市立見沼小学校
校長 内田 真人

冬季の体育授業及び室内の服装について

向寒の候、保護者の皆様には益々御健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より教育活動に対し、御理解御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、冬季の体育授業及び室内の服装について、下記のとおりお知らせいたします。児童が安全に活動できるよう、御理解のうえ、御協力をお願いいたします。

<体育授業の服装について>

1 基本的な考え方

児童が安全かつ健康な状態で体育授業に取り組めるようにするための、服装に関する基本的な方針です。

2 期間

年間を通して適用します。

寒さの感じ方には個人差があるため期間は定めません。

3 服装について

寒い場合には、体育着（＝半袖・半ズボン）の上に、寒さを防ぐ衣類を着る。

○「体が温まってきたときに脱ぐ」「体が冷えてきたときに着る」ことができるようにするため、体育着の上に着ます。

○運動する際に着る衣類なので、安全に運動できる体に合ったサイズのものを選んでください。袖・裾が長いものは避けてください。

寒さを防ぐ衣類は、フード、ひも、装飾がないものとする。（ファスナーはないものが望ましい）

○装飾は、接触した際に、ケガをする、ケガをさせるおそれがあるためです。

○フードやひもは、ひっかかる、しまる、視界を妨げるなどのおそれがあるためです。

タイツ、レギンスの着用については、避けることが望ましい。

○タイツ、レギンスは、半ズボンの下に履くタイプの衣類です。例えば、足首や膝にケガをした際に、脱いでからでないと、ケガの状態の確認や処置ができません。また、体が温まったときに脱ぐことができません。そういったことも踏まえた上で着用について御検討ください。

ネックウォーマー、手袋は原則として外すよう指導します。

○ネックウォーマーについては、フードやひもと同様の理由です。

○鉄棒や用具を扱うなど、着けたままだと危険が生じる、運動の妨げになると教員が判断した場合には外すように声を掛けます。

○ネックウォーマーや手袋は、登校の際に着けてきたものでも構いません。ただし、運動するには安全面が確保できないと、担任が判断した場合には、外すように声を掛けます。

4 管理について

○体育着の上に着るものについては、普段着（登校の際に着てきたもの）とは別に用意し、体育着袋の中に保管する。

○持ち物には、必ず記名をする。

<室内の服装について>

気温の低下に伴い、適宜換気を行いながら教室では暖房を使用します。原則として、屋外で着用していたジャケットやジャンパーなどの上着は室内では脱ぐように指導をします。一方で、学校には体育館などなかなか室温が上がらない場所もあります。そのような場所では、室内で上着を着用することもあることをご承知おきください。つきましては、室温に合わせて調節できる（脱ぎ着しやすい）服装を心がけてくださるようお願いします。

学校におきましては、「室内にふさわしい服装」「そのときの活動にふさわしい服装」等、時間・目的・場所にふさわしい服装を自分で考える力を身に付けさせるためにも、服装について指導する場合があります。その際には、子どもと一緒に考えるというスタンスを大切に、一方的な指導にならないよう十分に気を付けて指導します。

<問い合わせ先>
見沼小学校 教頭
048-663-7342
平日8:20～16:50